

スポーツ界の体罰・セクシュアル・ハラスメント 問題に関する予備的考察

高 橋 欣 也
山 口 理恵子

要 旨

本稿は、スポーツ界の体罰・セクシュアル・ハラスメント（以下、「性暴力等被害」とする。）の問題について、修復的司法が被害者の問題解決の一つになりうるか否かを、オーストラリアと日本で修復的司法を実践する団体の取り組みを概観しながら、検討したものである。

スポーツ界に着目したのは、スポーツ界が①監督と選手の間に大きな力関係が生まれやすいこと、②密室的環境を作りやすいこと、③スポーツ以外の領域よりも身体接触が許容されていると認識されていること、といった構造を有しているからである。それゆえ、競技至上主義が高まれば、高まるほど、性暴力等被害の抜本的対策が軽視されやすくなってしまう。

この問題に対して、私たちが修復的司法に期待するのは、性暴力等被害から何年経ったとしても、被害者がみずからの解決手段として、それを選択できるという点である。

修復的司法の性暴力等被害への応用は、いまだ慎重論が根強い。しかし、オーストラリアとわが国の修復的司法の具体的実践例から、修復的司法は、被害者が望む「解決」に柔軟に対応できると思われる。

キーワード：スポーツ界、セクシュアル・ハラスメント、体罰、SECASA、修復的司法

目 次

1. はじめに
2. スポーツ界における性暴力等被害に関する裁判例
3. 修復的司法の理論と実践
4. 若干の考察
5. むすびにかえて

1. はじめに

2020年、東京で夏季オリンピック・パラリンピックが開催することが決定し、それに向けて国内では着々と準備が進められている。それとともに、夏季オリンピック・パラリンピックに出場する選手のメダル獲得に向けて、科学的研究に注目が集まっている。

その一方で、スポーツ界における体罰・セクシュアル・ハラスメント（以下、「性暴力等被害」とする。）の問題は、スポーツ政策などに関わる重大なテーマであるにもかかわらず、昨今のスポーツ界において、このような問題が多発していることからも、これまでさほど興味を持って取り組まれていなかったといえよう。

例えば、2011年の元五輪金メダリストの男性コーチが、教え子である女子選手に対する準強姦容疑で逮捕されるという衝撃的な事件も発生している。この事件は、マスコミでも大きく取り上げられたが、2013年2月に東京地方裁判所で懲役5年の実刑判決が出された。2014年4月には最高裁判所で上告棄却され、判決は確定している⁽¹⁾。

刑事裁判とはならなかったものの、公になったケースとしては、2014年、女子サッカーなでしこリーグのジェフ千葉レディースの男性監督が、所属する女子選手（U-18）に対して、酒を飲んだ後に指導者の立場を利用して2人きりの状況を作り、複数回にわたって重大なセクシュアル・ハラスメント行為を行ったことを認め、チームが当該監督を解任した（2014年9月13日付朝日新聞）。

2018年に入ってからも、五輪4連覇中の女子レスリングの選手に対して、男性監督がパワーハラスメントを繰り返したとして、第三者がその男性監督を内閣府公益認定等委員会に告発するという事件があった（2018年3月1日付朝日新聞）。その後、パワーハラスメントの事実が認定され、その男性監督は強化本部長を辞任している（2018年6月24日付朝日新聞）。

また2018年8月、2016年リオデジャネイロ五輪代表の女子選手に対して、男性コーチが練習中に暴力を振るっていたとして日本体操協会が同コーチを無期限登録抹消処分が下された（2018年8月16日付朝日新聞）。しかしその後、その女子選手が、日本体操協会の女性幹部と男性幹部からパワーハラスメントを受けたと明かしている（2018年8月30日付朝日新聞）。

このような性暴力等被害が事件として明るみになるケースは極めてまれであり、裁判事例も極めて少ない。また、司法的手段までたどり着いても大きな壁がある。

それは、被害を受けた選手は、自己の受けた被害を裁判上、赤裸々に語ることへの抵抗感があるためである。またその選手は、受けた被害を訴えようにも、加害者である指導者の過去の実績や他の選手が指導者を承認していたり、指導者が所属する組織や他の選手の保護者から信頼を受

けていたりすると、ますます訴え出られなくなる。

たとえ裁判ができたとしても、事件が明るみになったことで、二次被害を受ける被害者も少くない。すなわち、現在の司法制度は、加害者の違法性や責任が問題とされ、被害者であるにもかかわらず蚊帳の外に置かれていたり、被害者に二次被害・三次被害がもたらされたりするなど、被害者がマイナスな点が多い⁽²⁾。

このように、現在の司法制度では、被害者が本当に救済されることになるか、甚だ疑問である。また、被害者は二次被害等によって精神的ダメージを悪化・深刻化させてしまうものもある。それゆえ、被害者を救済するためには、現在の司法制度とは別の方策を探ることが必要である。

そこで本稿は、上記の問題意識のもと、スポーツ界の性暴力等被害の問題について、修復的司法がその解決の一つになりうるか否かを検討するものである。その際、オーストラリアと我が国で、性暴力等被害の問題に関して、実際に修復的司法を取り組んでいる団体の活動についても概観し、検討していく。

2. スポーツ界における性暴力等被害に関する裁判例

まず、スポーツ指導者が選手に対して体罰や性暴力を行ったとして問題となった刑事裁判例を概観する。紙幅の関係上、主要な裁判例の概観に留めるものとする。

(1) 暴行罪（208条）、強要罪（223条1項）

スポーツ指導者による暴行、強要が問題となった事案として、私立高校の野球部監督であったXが、懲戒と称して体罰に該当する暴行を合計5名の野球部員に加え、さらに野球部員11名に対して、それぞれ全裸の状態でランニングを強要した事案がある。

これについて、①岡山地倉敷支判平成19年3月23日裁判所ウェブサイトは、暴行に関して、野球部の寮に住み、従来から不祥事を頻発させるなど、生活態度が悪く、口頭の注意も聞き入れない生徒らであったため、「Xの内心では、教育上の必要を認めて懲戒」であるとしても、やにわに投げ飛ばしたり、顔面を手拳で5、6回殴打したりするなどの行為は、生活指導の一環として、「説諭しながら軽くたたいたという軽度のものといえ」ず、また「行為の程度として、いわば身体的説諭や訓戒、叱責として口頭でのそれと同一視してよい程度の軽微な暴行で」なく、「このような暴行は、たとえ生徒指導の目的をもってしても、体罰に該当する」判示した。

強要に関しては、「全裸の状態で屋外をランニングさせる行為は、生徒に嫌悪感を覚えさせ、その尊厳をいたずらに軽んじるもので……、およそ社会的に許される気分転換・リフレッシュとはいはず、裸体を周囲にさらす迷惑行為を生徒に強いるもので」あり、このような「強要は、直

接の明示的な脅迫によるものではないが、従前からの暴行等により畏怖する生徒らを暗に脅迫し、強制したというべきであって、その犯情は決して軽いものではない。」と判示した。

(2) 強制わいせつ罪（旧 176 条）

スポーツ指導者に対して強制わいせつ罪が適用された事例として、②水戸地土浦支判平成 28 年 3 月 23 日 LEX/DB25545089 は、中学校の教諭でバレーボール部の顧問をしていた被告人 X が、約 2 年余にわたって同部に所属していた女子生徒 7 名に対し、強制わいせつ行為をしていたという事案で、裁判では各学生たちの供述の信用性が争われた事案である。

これについて、水戸地裁土浦支部は、各学生たちの供述は信用できる一方、X の供述の信用性は乏しいとしたうえで、「本件の犯行態様は、被告人が指導者としての立場を利用し、教育現場である学校内で、マッサージをするかのように装い、被害者らの体にタオル等をかけて自らの手元を隠すなどした上で、腹部を押すなどしながらいきなり下着内に手指を差し入れて陰部や恥丘等をもてあそぶ、あるいは、周囲に誰もいない個室内で、腰部を押すなどしながらいきなり下着の中に手指を入れたり下着を引き下げて臀部をもてあそぶというものであって、大胆かつ卑劣で悪質性の高い犯行である。被告人は、2 年余りにわたって、自己の性的欲求を満たすため、同様の強制わいせつ行為を繰り返してきており、本件は常習的犯行というべき」とし、「当時 13 歳から 17 歳と成長過程の多感な年齢の被害者らが、部の顧問教諭として信頼していた被告人から判示の各わいせつ行為を受けたことにより被った精神的衝撃は非常に大き」いと判示し、強制わいせつ罪の成立を認めた⁽³⁾。

(3) 準強制わいせつ罪（旧 178 条 1 項）

③秋田地判平成 25 年 2 月 20 日 LEX/DB25500971 では、県立高校の教諭として運動部の顧問兼監督を務めていた被告人 X は、同部に所属する女子学生 4 名に対して、それぞれ被害者らの抗拒不能に乗じてわいせつな行為をしたという事案につき、被害者らが X から受けた被害を具体的に分析し、被害者らが受けたわいせつ行為が抗拒不能に乗じたものかについて「X は、被害者らが在籍していた高校の教員であるとともに運動部の顧問兼監督でもあり、もともと両者は対等の関係に立つものではない。」とし、「X は、監督に就任してから 3 年目でインターハイ出場を果たすなどし、被害者らを含め部員たちは被告人の指導力を高く評価し、個人やチームの実力向上のためには被告人による指導が不可欠であると認識し、その指導力に信頼を寄せつつ X を尊敬し……、部員たちは部活動における X の指示は徹底すべきであり、これに反することはできないという意識を持」っており、また「X は、日頃から部員たちに……その厳しい指導は部活動だけに限らず、礼儀や身だしなみ、授業態度など学校生活全般にも及び、被害者らは、部

活動以外の場においても X の指示には従わなければならないという強い意識を持っていた。」そして、「本件各わいせつ行為が行われたのは、いずれも部活動に伴う宿泊中ないしは練習中であり、部活動そのもの、あるいはこれと密接に関わる場面において、上記のような被告人の被害者らに対する影響力が及び得る状況の下で行われたものであ」り、「被害者らと被告人の立場に照らし、恋愛感情などが存在し、被害者らがこれを受入れるような積極的事情がないにもかかわらず、被害者らが被告人の性的行為を抵抗もなく甘受したというのであれば、被害者らが被告人に逆らうことはできないという心理状態にあったことを推認させるものということができる。」ことから、被害者らは心理的に抵抗することが著しく困難な状況であったとして、準強制わいせつ罪の成立を肯定した⁽⁴⁾。

(4) 準強姦罪（旧 178 条 2 項）

④被告人 X は、大学の女子柔道部の指導者であったが、同部の遠征合宿中にホテルにおいて、同部に所属する 1 年生部員 A が飲酒酩酊状態で熟睡して抗拒不能にあることに乘じて姦淫したという事案がある。

これにつき、第 1 審⁽⁵⁾は、飲酒酩酊等によってほとんど意識を失った状態を利用して A を姦淫したとして、「被害者の心情を無視した被告人の行為は悪質であ」り、「被害者は、事件の……衝撃は大きく、被害者が厳罰を望んでいる……また、X の行為によって、被害者は、それまで打ち込んできた柔道を奪われ、友人らとも別れ大学を離れなければならなくな」った「にもかかわらず、被告人は、……オリンピック二連覇という輝かしい実績を持ち、今後の日本の柔道界を指導していくことが期待される立場でありながら、その立場を慕って指導を仰いできた女子学生の意に反してその性的な自由を侵害し、その心を踏みにじったのみならず、その後の言動により被害者の心と名誉を深く傷つけ続けた責任は極めて重い。」として、準強姦罪の成立を肯定した。控訴審においても、被害者が抗拒不能の状態に乘じて X は姦淫行為を行ったと認定された⁽⁶⁾。その後、X は上告したが、最高裁において棄却されている⁽⁷⁾。

(5) 小 括

体罰の事案においては、学校教育法 11 条上の懲戒として、刑法上の正当業務行為といえるかが争いになったが、11 条に該当するような懲戒は「説諭しながら軽くたたいたという軽度のもの」であり、①事案での X の行為は、その程度を超えたものとして、正当業務行為ではないとした。また、強要については、社会的に許される気分転換等とはいえないことを生徒に強いており、教育的活動として節度を伴わず、生徒の尊厳を軽んじており、また教育者を信頼して指導をゆだねた父母からもこのような行為に対する賛同は得られるものではないとして、11 条の懲

戒に該当しないとしている。

性暴力事案で注目すべき点は、選手側は指導者を信頼ないし尊敬していた点である。加害者である指導者は、それを逆手にとり指導者としての立場を悪用して、選手に対して性的な暴行を行っていることから、悪質性はかなり高いといえよう。また、選手と指導者という関係性からある一定の従属的・支配的な関係があることで、心理的に抵抗することが困難であることから、抗拒不能な状態であるといえよう⁽⁸⁾。指導者はそのような状態を利用して、性的暴行を繰り返し行ったともいえる。

3. 修復的司法の理論と実践

ここまで、スポーツ指導者による体罰や性暴力に関する刑事裁判例を概観したが、前述したように、このような事案での裁判例は極めて少ない。特に、性暴力についてはその傾向が強い。なぜなら、「この国では性暴力被害は他の犯罪と同じように扱われず、被害者は司法による救済を求めることが極めて困難であるという実態があること、刑事司法におけるジェンダー・バイアスは刑事司法を歪めることはもちろん、被害者に2次被害を与えていた」との指摘がある⁽⁹⁾。

それゆえ、現在の司法制度とは異なる方法を模索していく必要がある。その1つの方法として、被害者の苦しみや受けた傷が癒やされ、被害者の回復と再生を果たすことができる「修復的司法」による解決が考えられる⁽¹⁰⁾。

そこで、ここからは修復的司法の理論について概観するとともに、実際に、暴行や性暴力に関して、修復的司法を実践している団体の取り組みについても概観していく。

(1) 修復的司法とは

修復的司法とは、犯罪によって動搖した関係を、加害者、被害者および犯罪に関係するコミュニティの3者が対話などを通して、それぞれの関係修復を志向するシステムである⁽¹¹⁾。

これは、ニュージーランドのマオリ族などのような先住民社会で紛争解決のために実践してきたもので、その後、1974年にカナダで修復的司法が実践された⁽¹²⁾。それ以降、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、アメリカなどの諸国でも活発に実践されるようになる。

この流れは国連にも波及し、2000年4月にはウィーンで開催された「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第10回国連会議」で、修復的司法の方策を奨励した「ウィーン宣言」が採択、2002年4月には「国連犯罪防止刑事司法委員会第2会期」において、「刑事事象における修復的司法プログラムの活用に関する基本原則（Basic Principles on the Use of Restorative Justice Programmes in Criminal Matters）」（以下、「基本原則」とする）が承認され、同年7月に開

催された「国連経済社会理事会」で採択された⁽¹³⁾。

日本においても1990年代後半から、少しずつ修復的司法についての議論がされ、近時は、修復的司法を実践しようとする動きが、刑事司法の分野に限らず、医療の分野⁽¹⁴⁾、教育学の分野⁽¹⁵⁾、労働法の分野などにも拡大している。

(2) 修復的司法の定義

ところで、基本原則において、「修復的司法計画（Restorative justice programme）（基本原則1）」「修復的過程（Restorative process）（基本原則2）」「修復的成果（Restorative outcome）（基本原則3）」の3つについては定義づけがされているが、「修復的司法」そのものについての定義づけはされていない⁽¹⁶⁾。

近年は、「修復的司法が重点に置いているものは何か」から定義しようとする動きが出てきており、以下の「純粋モデル（the Purist Model）」と「最大化モデル（the Maximalist Model）」の2つのモデルが提示されている⁽¹⁷⁾。

すなわち、「純粋モデル」とは、1999年にマーシャル（Tony F. Marshall）が定義した、被害者や加害者、その他の人々との再統合が可能になるとするもので「特定の犯罪に関係するすべての当事者が一緒に集まり、犯罪の余波（影響）とその将来への影響をどのように対処するかを集団的に解決するプロセス」と定義される⁽¹⁸⁾。

純粋モデルでは、被害者による加害者への謝罪や損害賠償などによる「害」の修復よりも、被害者、加害者、コミュニティによる直接的な会合において加害者によって引き起こされた行為について考えるプロセスに重きを置くため、コミュニティの存在は修復的司法には必要不可欠な要件となる⁽¹⁹⁾。

これに対して、「最大化モデル」とは、「犯罪によって生じた害を可能な限り司法（正義）の実現の方へ向けるすべての選択肢と行動」と定義される⁽²⁰⁾。

これは、修復的司法の対象は、被害者支援だけでなく、加害者に対する支援、コミュニティ間の人間関係の修復も含まれるとし、修復的司法の中心は「害の修復」にあることから、必ずしも被害者と加害者が直接対話をすること、コミュニティが関与することを必要とはしないとされる⁽²¹⁾。

(3) 修復的司法プログラム

各国における修復的司法の実践例として、代表的な2つのプログラムを挙げたい。

(イ) 被害者・加害者・和解プログラム（Victim-Offender-Mediation=VOM）

1970年初頭、カナダのオリエンタル州キッチナーで導入されたプログラムで、償いと和解を

目的として、被害者と加害者が訓練された仲介者のもとで面会し、仲介者が調整しながら、被害者と加害者との間の紛争を解決するプログラムである⁽²²⁾。

このプログラムでは、被害者も加害者も自発的に参加することが求められる。そして、被害者と加害者は安全かつ調整された環境（例えば教会など）のもとに一堂に集まり、調停による犯罪とその影響についてディスカッションを行う。被害者が犯罪に対する感情や犯罪による身体的、感情的、経済的な影響を述べ、加害者に対して質問を行い、加害者から回答を得ることができる。また、被害者は損害回復のための賠償計画の策定に直接的に関与することができる。加害者は被害者が受けた犯罪の影響を知る機会を与えられ、加害者自身の起こした行動に対して直接的な責任を取ることになる⁽²³⁾。

現在、アメリカ合衆国では約300⁽²⁴⁾、またヨーロッパでは900以上⁽²⁵⁾のVOMが存在している。なお、いくつかのヨーロッパの国のVOMでは、必ずしも被害者と加害者とが直接面会することは必要とはしておらず、調停者が原状回復について取り決めがされるまで、被害者と加害者の双方に別々に会って、話し合いを持つ方法が取られている⁽²⁶⁾。

VOMに参加した被害者・加害者の満足度、参加率、損害の回復率が高く、加害者への恐怖の現象、加害者の再犯率が低下するというデータも存在している⁽²⁷⁾。

(ロ) 家族集団会議 (Family Group Conferences=FGC)

マオリ族の家族会議を起源としたもので、被害者（あるいは被害者の代理人）と加害者に限らず、両者の家族や友人、双方の支援者などがファシリテーターのもとで一同に引き合わせられ、問題を解決する方法である⁽²⁸⁾。警察もファシリテーターとしてではなく、参加者の一人として参加することができる⁽²⁹⁾。FGCは、主にニュージーランドやオーストラリア、アメリカ合衆国などの地域で実施されている。修復的司法のモデルである「純粋モデル」がまさにFGCといえる。

ニュージーランドとオーストラリアでは、主に少年犯罪に対して導入されている。ニュージーランドにおけるFGCでは、まず加害者は加害行為（犯罪行為）に関与したことを認めことから始まる。加害者がその責任を認めると、その後は、被害者が犯罪による影響の見解を表明し、討論し、加害者からの聴取、ファミリータイム、被害をいかに修復するかという計画の作成という形で進められていく⁽³⁰⁾。ここでいう「計画」とは、「単なる原状回復ではなく加害行為の根本的な原因に対処し、その結果再犯を抑止するように意図された広範な活動計画」⁽³¹⁾ということになる。

FGCにおいて被害者の参加は、FGCを開催するための絶対的要件ではないため、被害者の参加率は50パーセントであるとするデータが存在する⁽³²⁾。一方、このプログラムは、被害者にとっ

て通常の裁判よりも公平であり、満足できるものとして、また加害者の再犯率も極端に低いとして、被害者と加害者の双方で認められているとされる⁽³³⁾。

連邦制を採っているオーストラリアでは、各州によって FGC のプログラムが異なっている⁽³⁴⁾。オーストラリアの修復的司法の中でも注目されるのは、オーストラリアの首都特別区で行われている再統合的恥付け理論を試みるプロジェクト（Reintegrative Shaming Experiments=RISE）で、「犯罪行為を非難し、加害者に恥をかけ、加害者の謝罪によってコミュニティに再統合しようというもの」⁽³⁵⁾である。

すなわち、「犯罪者」特有のレッテルを貼ることは、彼らのアイデンティティを変容し、社会から除け者扱いされることとなり、犯罪者に再度犯罪行為に近づくことになるが、犯罪は悪だが、犯罪者は本質的には善であり、「犯罪者」特有のレッテルを貼らずに、犯罪者の固有のアイデンティティを保持すれば、一度は人々から否認されることになる犯罪者が、その後は堕落することなく社会へと再度統合されることになり、犯罪行為から遠ざけることができるとするものである⁽³⁶⁾。

修復的司法の重要な役割を担う再統合的恥付け理論が成功するか否かは、犯罪者が起こした犯罪行為を恥ずかしいものとして純粋に捉え、自責の念による謝罪に導けるか否かにかかっているといえよう。そこに導くまでには、仲介者がカンファレンスを行うまでに相当慎重に準備を行っていく必要があると思われる。

(4) オーストリアでの取り組みの一例として

スポーツ界における性暴力被害において、修復的司法を実践することができるか否かを考察するうえで、参考となる事例がある。すなわち、オーストラリアのメルボルンで活動する団体、SECASA である。

(イ) SECASA とは⁽³⁷⁾

SECASA は、1977 年に設立されたオーストラリアのヴィクトリア州にある性暴力や家庭内暴力などに対し、被害者の保護やカウンセリングや法的アドバイスなどを行う団体で、性暴力に対するセンターとしてヴィクトリア州で初めて設立された団体である。また、ヴィクトリア州政府が、性的被害者に対するサポートと介入のために出資し設立した非営利団体である性暴力に対するヴィクトリアセンター（The Victorian (Australia) Centres Against Sexual Assault (CASAs)）の一員でもある。

SECASA の特徴は、性暴力等事案などに対して、修復的司法を試験的に実施している点にある。

SECASA では、修復的司法を「加害者を含めた関係者全員が原因となった害について、お互いに対話を行うプロセス」と定義し、①加害者が報告を守る、②加害者が起こした加害行為が、被害者の生活にどのように影響を与えたかという被害者の話を聞く、③加害者が被害者や被害者家族に対して起こした被害を認め、謝罪する、④被害者が加害者の話やなぜ加害行為を起こしたのかを聞くことができる、⑤加害行為によって壊れてしまった関係を修復することができる、⑥被害者やその他関係者を含めて、加害者を赦すことができるかもしれない、⑦加害者は被害者が欲する一定のことに対して同意するかもしれない、という効果を予測している⁽³⁸⁾。

また、裁判で証言を聞くことと違い、修復的司法の手続きは柔軟で被害者のニーズに応えることが可能であるとする。すなわち、その方法として SECASA では、修復的司法の方法は直接対面によって行われるのが一般的ではあるが、被害者や加害者、加害行為など様々な状況に応じて、E-mail や手紙でのやりとり、Skype などの方法を用いて行う場合もあるという⁽³⁹⁾。

参加者が選択する話し合いの方法が何であれ、仲介者は SECASA が定める修復的司法のルール、例えば、強制参加させない、参加者の安全を第一に考えるなど、に従わなければならぬい⁽⁴⁰⁾。

SECASA における修復的司法の実践方法は FGC の一種といえるが、加害者と被害者双方が直接面会を行うことを必ずしも求めていない点などで VOM の要素も含まれている。FGC と VOM の双方を含むものと解することができるであろう。

(ロ) SECASA での修復的司法の事例

次に SECASA で対応した性暴力に関する事例を紹介する⁽⁴¹⁾。

21歳の女性 X が、叔父 Y から性暴力を受けていた。その暴力について、両親たちに話をするため、修復的司法の手続きを利用したいと申し出てきた。

X は 16 歳の夏休みに、Y の農場で手伝いをしていた際、Y から性暴力を受けた。そのため、X は Y に会いに行くことを拒み、それに対して X の家族は憤っていたという。その後も Y は X に対し、卑猥な内容の文面を送ってきたりしていた。X は、Y の 2 人の娘たちが 16 歳に近づくにつれ、Y が彼女たちにも X と同様に性暴力をふるうのではないかと心配したという。

そこで、X は SECASA の修復的司法プログラムを利用し、X の家族に、自分の身に起こったことを話した。X の父親はこれを解決すると約束し、Y を二度と家族行事には参加させなかつた。

この事例は、加害者である叔父は修復的司法の手続きには参加していないことから、被害者と加害者との間で修復的行為が行われたわけではない。それゆえ、修復的司法ではないとする考えもありえよう。しかし、被害者とコミュニティ（被害者家族）との関係では、修復がされている

ことから、この事案による方法も修復的司法の一種であると解することができるであろう。

(5) わが国での取り組みの一例として

わが国でもこのような問題に対して、修復的司法を実践しようとする試みがある。その代表的な団体として挙げられるのが、NPO 法人対話の会（以下、「対話の会」とする）である⁽⁴²⁾。

「対話の会」とは、少年事件における対話の実践を目的とし、2001 年、山田由紀子弁護士を中心となり、日本で初めて作られた市民団体である。

ここでは修復的司法を「犯罪を、地域社会に起きた害悪ととらえ、被害者・加害者・それぞれの家族・地域の人々が直接これに関わって、その害悪を修復しようとするもの」とし、被害者と加害者の対話を通じたアプローチが実践されており、性暴力等事案に対しても修復的司法の取り組みを行っている。

「対話の会」では、①ボランティアの進行役が中立の立場であること、②犯罪の事実を認めてること、③相手の人格を尊重して対話ができること、④双方が参加に同意すること、などを条件とし、必要に応じて親や家族、地域の人たちも参加することが可能である。さらに、被害者、加害者どちらからも申し込むことができる⁽⁴³⁾。

「対話の会」の修復的司法の特色は、対話に至るまでの事前準備に相当な時間をかけるといい、場合によっては、数ヶ月に及ぶ場合もあるという。その事前準備に多大な時間をかけることで、対話の回数は 1 回で終わることもあるという。

「対話の会」における修復的司法では、まず、被害者、加害者や参加者の家族や関係者が、犯罪での体験や影響などをそれぞれが話をする。次に、質問の時間が設けられ、追加情報を聞き出すことができる。そして、これら一連のプロセスが終わると、今後のこと、例えば被害弁償など、について話し合うとされている⁽⁴⁴⁾。

「対話の会」による修復的司法の実践方式は、VOM と FGC の双方の良いところを取り入れたプログラムといえよう。

4. 若干の考察

ここまで、体罰・性暴力被害を解決する一つの方法として、修復的司法が有効であるか否かを見てきた。

スポーツ界では、性暴力等被害への対策が進まないこと、スポーツ界では監督・コーチと選手・生徒との不均衡な力関係が構築されやすいこと（そこには体罰も含まれていることもある）、合宿や遠征など密室的状況が作られやすいこと、監督・コーチの過去の実績が過大評価され被害が

軽視されやすいことなどが複雑に絡み合い、被害者が訴え出ることを難しくしている実態がある。

また、選手が現役中に声をあげることは、競技継続に大きな影響をもたらすことにも繋がることから困難であること、さらに、選手を徐々に手なずけることで、秘密が保持され、不適切な関係性が暴露されにくい状況をつくる、いわゆる「グルーミング」⁽⁴⁵⁾の実態も明らかにされている。それゆえ、スポーツ界では性暴力等被害が深刻であるにもかかわらず、その被害が明るみになりにくい、もしくは明るみにされない、ということを考えられる。

そこで、何年経過しようとも、被害者がその事件が、何故起こったかを知ることで、被害者の傷を癒やし、加害者に再び同様の加害行為を行わないようにするための方策の一つとして、修復的司法の可能性を追究したのである。

修復的司法は、日本での実践的な方法による数はまだ少ないが、諸外国においてはすでに大きな成果を出している。例えば、VOM に関するカナダの調査⁽⁴⁶⁾では、対面式の VOM に参加した後の再犯について、1 年以内に再犯しなかった割合が 98%，5 年以内だと 90%，10 年だと 88% と示されており⁽⁴⁷⁾、修復的司法の実施により再犯率が低くなっている。

また、対面式の VOM に参加した 234 人の犯罪者のうち 213 人が新たな犯罪をしていないとされている⁽⁴⁸⁾ことから、修復的司法に参加することで、新たな犯罪行動を思い留まらせようとする可能性があることを示しているといえよう。

一方で、修復的司法の方法として、対面方式だけではなく、加害者と被害者による手紙の交換、さらにはメディエーターによって参加者間のメッセージの中継をする方法も行われていること、さらには対面式の VOM が求められた犯行のうち性犯罪が 27% の割合であったことは注目に値する⁽⁴⁹⁾。このデータからすると、直接的対面に躊躇を覚える性暴力被害者に対して、修復的司法を実施することは可能であると解することができる。

実際に、SECASA と「対話の会」で、実験的段階ではあるものの、性暴力被害者に対して修復的司法が取り組まれていることから、この問題を修復的司法によって解決していくというアプローチは、有効な方法といえるであろう。

しかし、この見解に対しては、被害者が加害者と対面し話し合うことを期待することは困難である⁽⁵⁰⁾として、慎重論が多い。

確かに、性暴力被害に対して修復的司法を行うことには、被害者が対面することが難しいと感じることや二次被害の可能性などもあり、修復的司法が多く実践されている少年犯罪事件とは違った困難さがあるのは事実である。しかし、「最大化モデル」によれば、必ずしも被害者と加害者が直接対話しなくとも、コミュニティが関与していないなくても、さらに FGC でも見たように、被害者が会合に参加してなくても、修復的司法として認められていること、カナダの VOM の調査でも対面方式に限っていないことからすれば、会合の場に被害者が出てくることが困難なケー

スが多い性暴力被害の場合でも修復的司法は可能であるといえよう。

事実、SECASA や「対話の会」での取り組みでも明らかのように、修復的司法の手続きは手紙や E メールなどによっても可能である。つまり、直接的対面を必ずしも強制するものではなく、また必ずしも被害者と加害者とが直接話し合いをしなくてもよいとされているのである。

しかし、そのような方法では当事者間の意思疎通が不十分であるとする見解もある。しかし仲介者（Facilitator）が、会合までに被害者と加害者に繰り返し聴取するなど、事前に慎重かつ十分に丁寧な準備を行っていくことで、当事者間の意思疎通は十分に取れるものと解する。

前述したように、「対話の会」では、問題を解決したケースはもちろんのこと、そうでないケースでも、数十回にも及ぶ面談を行っていたとされる。ゆえに、性暴力による問題を修復的司法によって解決するためには、その会合までの準備に時間をどれだけかけたかによるといえよう。

さらに、修復的司法手続きの過程で、被害者の視点を十分に理解しない、セクシュアル・ハラスメントに対する理解が低いなどの理由から生じる被害の拡大化は抑制しなければならない。そのためには、仲介者の存在が重要となる。例えば、権威主義的な仲介者や性差別主義的な仲介者では、加害者である指導者の肩を持つかもしれないし、適切な取り扱いをしないかもしれない⁽⁵¹⁾。

そこで、このような事態を防ぐためには、例えば、男女両方の仲介者の共同によって会議を進行していくという方法もある⁽⁵²⁾。また、被害者、加害者、コミュニティに対して平等で責任のある仲介者を養成していくためのプログラムも重要なと思われる⁽⁵³⁾。

ところで、2017 年 6 月に「刑法の一部を改正する法律」によって、性犯罪規定に関する罰則が大幅に改正され、同年 7 月 13 日から施行された。本改正は、「強姦罪」から「強制性交等罪」へと罪名を改め、構成要件を見直して男性も性被害者と認識し、法定刑の下限が引き上げられるようになったこと、18 歳未満の者に対して、親の立場などに乗じてわいせつな行為や性交等を行う監護者性交等罪の新設（179 条）されたこと、これまで性犯罪は親告罪とされていたものを、告訴がなくても起訴が可能とする非親告罪にするなど抜本的な改正が行われた。

その一方で、今回の法改正では、公訴時効の停止や撤廃の見直しは行われていない。また、スポーツ指導者と 18 歳未満の選手のように監護者ほどの強い支配従属関係が認められない場合には、新設された 179 条は適用されず、児童福祉法違反として処罰されるとするのが現状であるとされ⁽⁵⁴⁾、ここに司法の限界があると思われる。

それゆえ、性犯罪が非親告罪となったとしても、スポーツ環境や他の犯罪被害と比較して、被害を申告する率が低いとされる性暴力等被害においては、司法の限界に縛られず、修復的司法のような被害者のペースに対応しうる長期的な対応策を講じることが必要不可欠であるといえよう。

5. むすびにかえて

ここまでスポーツ界の体罰・セクシュアル・ハラスメントの問題について、修復的司法が被害者の問題解決の方法となり得るかを、オーストラリアと日本で、性暴力等被害に対して修復的司法に取り組んでいる団体の実践方法を概観しながら、若干の考察を行った。

その結果、公訴時効が過ぎた後でも、被害者と加害者が対話を通すこと、被害者の受けた傷を癒すことができるとしても可能と思われることから、スポーツ界における性暴力等被害の解決にも応用することは可能という方向性を示した。

もっともこれらは予備調査であり、荒削りな検討に基づいた、試論の域を出るものではない。SECASAにおける修復的司法プログラムはまだパイロットであるし、「対話の会」でも性暴力事案は少ないため、今後どのように進展していくかは不透明である。それゆえ、SECASAや「対話の会」での活動について、追跡調査を行っていく必要がある。

また、スポーツ界における性暴力等被害に関する問題は、監督と選手の間に大きな力関係が生まれやすいことから生じる弊害のほかに、スポーツ団体という比較的小さなコミュニティの中で被害が生じるため、被害者が加害者である指導者を慕う他の選手から無視をされるなど、他のハラスメントやいじめなどを受けるおそれがあること、さらにスポンサーや親会社のような資金を出している団体や法人である使用者側と被害者との間で指導環境の改善などの課題を解決する必要があること、という三重の問題である。これらすべての問題について解決を進めていかなければ、真の解決とはいえない。

今後、さらなる実地調査と緻密な理論的基礎付けを行い、スポーツ界において性暴力等被害で苦しんでいる被害者救済に向けて、修復的司法を実践するための下地作りをしていくことが重要である。さらに、大学等の研究機関およびスポーツ組織との連携、修復的司法プロセス終了後も被害者を心理的にサポートできるような包括的体制づくりも重要となるが、それらは今後の課題としたい。

※本研究について、第47回三菱財團社会福祉事業の研究助成を受けている。

《注》

- (1) 最判平成26年4月23日LEX/DB25503910。
- (2) この点について、高橋則夫『修復的司法の探求』(成文堂、2003年)1頁以下参照。
- (3) なお、控訴審である東京高判平成28年10月12日LEX/DB25545475でも同様の結論が出されている。

- (4) 本件について、永井善之「判批」新・判例解説 WAtch 刑法 No.3 (TKC ローライブラー, 2014 年 4 月掲載) 参照。
- (5) 東京地判平成 25 年 2 月 1 日 LEX/DB25502639。
- (6) 東京高判平成 25 年 12 月 11 日 LEX/DB2552640。
- (7) 最判平成 26 年 4 月 23 日 LEX/DB25503910。
- (8) 井田良『講義刑法学・各論』(有斐閣, 2016 年) 114 頁。
- (9) 角田由紀子「はじめに」日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『性暴力被害の実態と刑事裁判』(信山社, 2015 年) vii 頁。
- (10) 性暴力に対する修復的司法の研究として、小松原織香『性暴力と修復的司法 対話の先にあるもの』(成文堂, 2017 年), 平山真理「第 4 章 性犯罪と修復的司法」細井洋子 = 西村春夫 = 高橋則夫編『修復的司法の今日・明日 後期モダニティにおける新しい人間感の可能性』(成文堂, 2010 年) 69 頁以下などがある。
- (11) 高橋則夫『刑法総論』(第 4 版) (成文堂, 2018 年) 550 頁。
- (12) 1974 年にオンタリオ州エルマイラ居住の少年 2 人が行った 22 件の器物損壊事件に対して修復的試みが行われたが、これが修復的司法の実践の始まりだとされる。事件の詳細については、Howard Zehr, *Changing Lenses: Restorative Justice for Our Times*, Canada: Herald Press, 2015, pp. 159–160. なお、ハワード・ゼア (西村春夫 = 細井洋子 = 高橋則夫監訳)『修復的司法とは何か 応報から関係修復』(新泉社, 2003 年) 161~162 頁参照。
- (13) 吉田敏雄「修復的司法（正義）に関する国際準則」北海学園大学学園論集 125 号 (2005 年) 4 頁以下。
- (14) 例えば、中西淑美「もうひとつの医療 ADR —『医療メディエーション』という和解論』『草野芳郎先生古稀記念』(信山社, 2018 年) 417 頁以下参照。
- (15) 例えば、竹原幸太『教育と修復的正義 学校における修復的実践へ』(成文堂, 2018 年) 参照。
- (16) 吉田・前掲注(13)6 頁。
- (17) 高橋（則）・前掲注(1)86 頁以下。
- (18) Tony Marshall, *Restorative Justice An Overview*, UK: Coventry Lord Mayor's Committee for Peace and Reconciliation, 1999, pp. 5.
- (19) 高橋則夫『対話による犯罪解決 修復的司法の展開』(成文堂, 2007 年) 7 頁。
- (20) Lode Walgrave, *Advancing Restorative Justice as the Ground for Youth Justice*, First World Congress on Restorative Juvenile Justice held in Lima, Peru, 4–7 November 2009 Keynote speeches, pp. 5 (<https://www.unicef.org/tdad/2lodewalgrave.pdf>) (Access to 2018.9.7). なお、プリズン・フェローシップ・インターナショナルは、この定義を採用していると思われる (エリザベス・ベック = ナンシー・P・クロフ = パメラ・ブラム・レオナルド (林浩康監訳)『ソーシャルワーカーと修復的正義』(明石書店, 2012 年) 73 頁 [パメラ・ブルーム・レオナルド] 参照。)。
- (21) 高橋（則）・前掲注(1)77 頁。
- (22) 藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』(中央大学出版部, 2004 年) 343 頁以下 (岸本基予子)。
- (23) Audrey Evje/Robert C. Cushman, *A Summary of the Evaluations of Six California Victim Offender Reconciliation Programs*, May 2000, The Judicial Council of California Administrative Office of the Courts, pp. 5–6 (<http://www.courts.ca.gov/documents/vorp.pdf>) (access to 2018.9.7). ジョージ・ムスラキス (萩野太司 = 吉中信人訳)「修復的司法：現今の理論と実践に関する考察（三）」広島法学 29 卷 3 号 (2006 年) 90 頁以下。
- (24) Audrey/Robert, supra (23), p. 7.
- (25) 高橋（則）・前掲注(19)126 頁。

- (26) ジョージ・ムスラキス・前掲注(23)87頁。
- (27) Christopher Brigh, Victim Offender Mediation, In Centre for Justice & Reconciliation (<http://restorativejustice.org/restorative-justice/about-restorative-justice/tutorial-intro-to-restorative-justice/lesson-3-programs/victim-offender-panels/>) (accessed to 2018.09.10).
- (28) ジョージ・ムスラキス・前掲注(23)84頁以下, 藤本編・前掲注(22)346頁〔岸本基予〕。
- (29) 高橋（則）・前掲注(19)13頁。
- (30) 藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』(中央大学出版部, 2004年) 52頁〔千手正治〕。
- (31) ジョージ・ムスラキス・前掲注(23)84頁。
- (32) 藤本編・前掲注(30)52頁〔千手正治〕。
- (33) 藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』(中央大学出版部, 2004年) 194頁〔西尾憲子〕。
- (34) オーストラリアにおけるFGCの取り組みについては, 藤本・前掲注(33)169頁〔西尾憲子〕参照。
- (35) 高橋（則）・前掲注(2)133頁。
- (36) ジョージ・ムスラキス（角田猛之訳）「ニュージーランドにおける修復的司法会議——理論的基礎と実践的意味」215~216頁。
- (37) 以下の論述は, 2017年2月23日(木)から24日(金)にかけて行われたSECASAへのインタビュー調査(以下、「SECASAへのインタビュー調査」とする。)及びSECASA, *Restorative justice information for applicants* (<https://www.secasa.com.au/assets/Documents/Restorative-justice-info-applicants-v3.pdf>), (2015) (access to 2018.11.29)に基づく。
- (38) *Restorative justice information for applicants*, pp.1 (access to 2018.11.29).
- (39) ここでの論述は, SECASAへのインタビュー調査及び*Restorative justice information for applicants* p.3.に基づく。
- (40) *Restorative justice information for applicants*, p.3.
- (41) 以下の論述は, SECASAへのインタビュー調査及びCarolyn Worth, *Restorative justice, sexual assault & family violence*, (2017) (<https://www.secasa.com.au/assets/Documents/restorative-justice-sexual-assault-and-family-violence.pdf>) (access to 2018.11.26)に基づく。
- (42) 以下の論述は, 2017年6月17日(土)に行われたNPO法人対話の会へのインタビュー調査及び被害者加害者対話の会運営センター『対話の会の進め方——少年犯罪をめぐる被害者, 少年, 地域社会のために——』(被害者加害者対話の会運営センター, 2011年)に基づく。
- (43) 被害者加害者対話の会運営センター・前掲注(42)58頁以下参照。
- (44) 被害者加害者対話の会運営センター・前掲注(42)19頁以下参照。
- (45) Brackenridge, C. H. *Spoilsports: Understanding and preventing sexual exploitation in sport*, London: Routledge, p.35, (2001).
- (46) Correctional Service Canada, *Restorative Opportunities Victim-Offender Mediation Services 2015-2016*, (2017) (<http://www.csc-scc.gc.ca/restorative-justice/092/003005-1001-eng.pdf>) (access to 2018.9.16) 参照。
- (47) Correctional Service Canada 2017, p.9.
- (48) Correctional Service Canada 2017, p.9.
- (49) Correctional Service Canada 2017 参照。ただし, VMO後に新たな犯行をした23人のうち, 2名(9%)が性的暴行を犯している点には注意が必要であるが, その2名の初犯が性的暴行であったか否かは, この資料からは不明である(Correctional Service Canada 2017, p.9参照)。
- (50) 平山・前掲注(10)69頁。
- (51) ドメスティック・バイオレンスの観点から, 同様の指摘をしているものとして, 藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』(中央大学出版部, 2004年) 159頁〔初川愛美〕。

- (52) 藤本編著・前掲注(46)159頁〔初川愛美〕。
- (53) オーストラリアのヴィクトリア州において修復的司法手続きの仲介者のベストプラクティス基準として, Victorian Association for Restorative Justice (2009), *Best Practice Standards Victorian Association for Restorative Justice*, Victorian Association for Restorative Justice, Inc, (http://www.varj.asn.au/Resources/Documents/VARJ_Best_Practice.pdf) (Accessed to 2017. 4. 7)。
- (54) 北川佳代子「性犯罪の罰則に関する刑法改正」法学教室 445 号 (2017 年) 66 頁, 品田智史「監護者性交等罪等の検討」刑事法ジャーナル 55 号 (2018 年) 13 頁。

参考文献

- 1) 池谷孝司『スクールセクハラ:なぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるのか』幻冬社, 2014 年
- 2) 前野育三「修復的司法とは」藤岡淳子編著『被害者と加害者の対話による回復を求めて』誠信書房, 2005 年
- 3) 宮地尚子「精神科医から見た性暴力被害の実態」日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『性暴力被害の実態と刑事裁判』信山社, 2015 年
- 4) 山口直也「修復的司法に関する国連基本原則の成立」山梨学院大学法学論集 49 号, 2003 年

A preliminary study on the problem of sexual harassment and abuse in sport

Kinya Takahashi
Rieko Yamaguchi

Abstract

This paper examines whether restorative justice can be one way to solve the problem of the victim on sexual harassment and abuse in sport. In the process, we outline the efforts of organizations practicing restorative justice in Australia and Japan.

What we expect of the restorative justice is that the victim who receive sexual harassment and abuse in sport can select it as a means of solution ever after a long period of time.

Many people are still cautious about applying restorative justice to sexual harassment and abuse in sport. However, from the practical example of restorative justice in the Australia and Japan, we believe restorative justice can flexibly respond to the “solution” desired by the victim.

Keywords: sport, sexual harassment, abuse, SECASA, restorative justice